

◆ 水洗便所改造資金融資制度 ◆

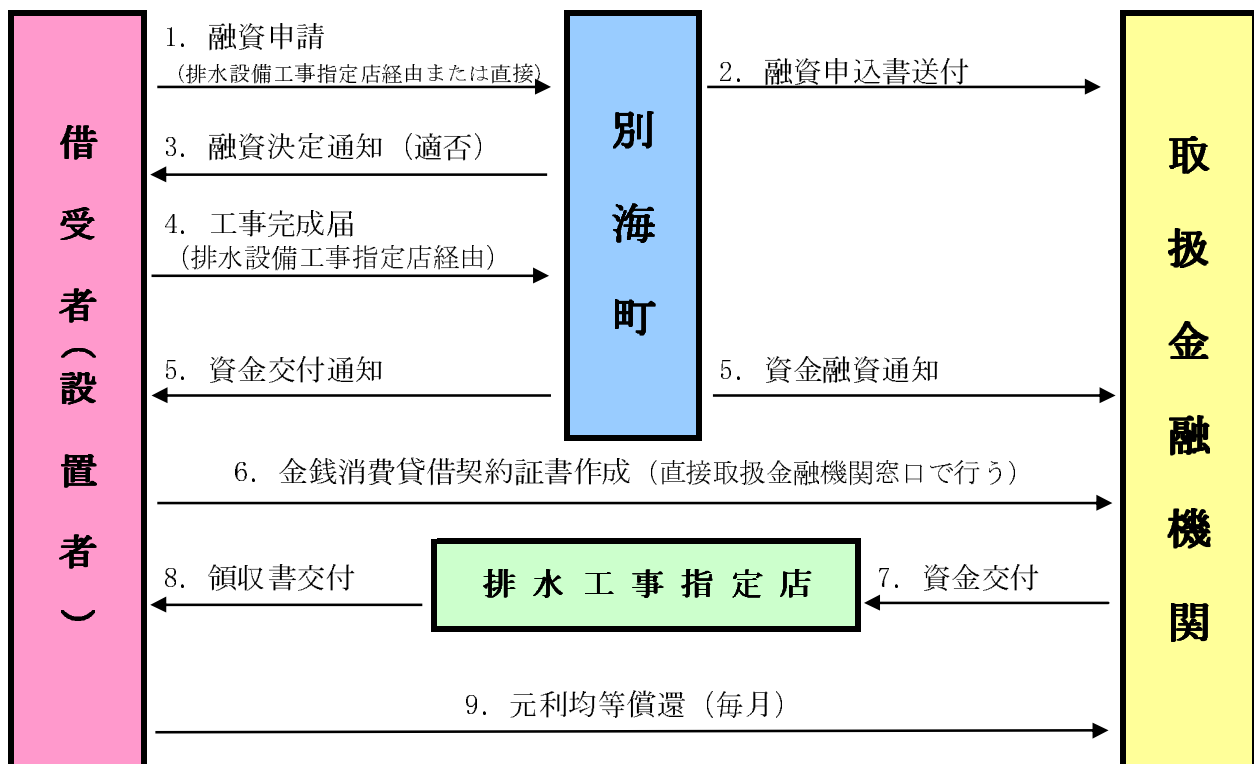
排水設備や水洗便所への改造は、一時的ではありますが資金が必要となります。
その資金を用意することが困難な方には、資金を融資いたします。

融 資 額	便所 1 基の改造に必要な資金の 8 0 %以内 (便所 1 基の改造資金が 5 0 万円以下の場合は 4 0 万円以内)											
利 子	年利 3 . 5 %											
償 還 方 法	元利均等月賦償還 <table><tr><th>融 資 額</th><th>償還期間</th></tr><tr><td>20万円まで</td><td>3 0 ヶ月</td></tr><tr><td>20万円を超え30万円</td><td>4 0 ヶ月</td></tr><tr><td>30万円を超え40万円</td><td>5 0 ヶ月</td></tr><tr><td>40万円を超えるとき</td><td>6 0 ヶ月</td></tr></table>		融 資 額	償還期間	20万円まで	3 0 ヶ月	20万円を超え30万円	4 0 ヶ月	30万円を超え40万円	5 0 ヶ月	40万円を超えるとき	6 0 ヶ月
融 資 額	償還期間											
20万円まで	3 0 ヶ月											
20万円を超え30万円	4 0 ヶ月											
30万円を超え40万円	5 0 ヶ月											
40万円を超えるとき	6 0 ヶ月											
融 資 要 件	1. 町税完納者 2. 償還能力者 3. 2 名の連帯保証人											
融 資 対 象 者	処理開始の公告日から 3 年以内 に、既設のくみ取り式トイレを水洗トイレへ改造する建物の所有者または使用者。 ただし、 1 年以内 に排水設備（流し、風呂等）と同時に水洗トイレに改造する所有者または使用者は、融資額の範囲内で排水設備設置費もあわせて融資を受けられます。											
そ の 他	貸付は、町の指定する金融機関（取扱金融機関）が行います。 貸付金は、取扱金融機関より直接排水設備工事指定店へ支払われます。 <table><tr><th>金融機関名</th></tr><tr><td>大地みらい信用金庫</td></tr><tr><td>野付漁業協同組合</td></tr><tr><td>別海漁業協同組合</td></tr><tr><td>中春別農業協同組合</td></tr><tr><td>北洋銀行中標津支店</td></tr></table>		金融機関名	大地みらい信用金庫	野付漁業協同組合	別海漁業協同組合	中春別農業協同組合	北洋銀行中標津支店				
金融機関名												
大地みらい信用金庫												
野付漁業協同組合												
別海漁業協同組合												
中春別農業協同組合												
北洋銀行中標津支店												

～ 例 ～ 4 0 万円融資を受けた場合の償還例

初回	8 , 6 7 0 円
2 回目以降 4 9 回まで	8 , 6 0 9 円
最終回	8 , 5 8 8 円

◆ 融資の申し込みについて ◆



※注 1. 資金交付通知の際、金銭消費貸借契約証書が同封されていきますので、必要事項を記入のうえ、直接取扱金融機関に持参し、契約をお結びください。

2. 取扱金融機関には、借受人（設置者）本人が出向いてください。

3. 取扱金融機関での手続きの際、印鑑（本人）が必要となりますので、必ず持参してください。

- ・ 排水設備工事指定店に工事の申し込みとあわせて、融資の申し込みをしてください。
- ・ 排水設備工事指定店は、工事の確認申請事務とあわせて融資の事務も代行します。